

魚沼市行政改革大綱

～ パートナーシップで創る参画と自立のまちづくり ～



平成18年3月

魚 沼 市

はじめに

平成 16 年 1 月 1 日に堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村及び入広瀬村の北魚沼郡 6 か町村の合併により魚沼市は誕生しました。

これまで、各町村でそれぞれ進めてきた行政改革や広域行政による行政の効率化をさらに推進するため、町村合併が行われましたが、今後、調整していかなければならない課題が山積しています。さらに、平成 16 年 10 月 23 日に発生した中越大震災をはじめとした災害からの復旧・復興は、緊急の最重要課題として取り組む必要があります。

今日、かつてのような右肩上がりの成長を望むことができない経済情勢のもと、少子高齢化の急速な進行、情報通信技術の飛躍的発展、地球規模での環境問題の深刻化などがそれぞれ密接に関連しながら市民生活に大きな影響を与え、市民の要望や行政課題の複雑化・多様化が進んでいます。

一方、様々な分野での構造改革や規制緩和、三位一体の改革¹などの諸政策が展開されていますが、市の財政は長引く経済の沈滞による税収の落込みや、地方交付税の削減の影響などにより、深刻な状況にあります。

このような背景のもと、市民と行政が危機感を共有し、地域の力を追求し、個性を生かしながら、市民が満足感を持って生活ができる魚沼市をつくっていく必要があります。

地方分権一括法²の施行から 6 年が経過し、自己責任と自己決定を基本とした地方自治体の真の自立が求められています。行政経営の方向を明確にし、市民と行政が協働³しながら、継続的に行政改革を推進していくための指針として魚沼市行政改革大綱を策定して改革に取り組むこととします。

行政改革の推進にあたっては、市民の暮らしと満足度の向上を主要な目的とし、市民生活に貢献することが市職員の仕事であることを改めて認識するとともに「人と四季がかがやく雪のくに」をめざして、情熱を持って改革と見直しに取り組みます。

魚沼市長 星野芳昭

¹ 三位一体の改革：税源移譲・補助金削減・地方交付税見直しを同時に進める改革。

² 地方分権一括法：地方分権を推進するため、H12年4月施行されたもので475件の法律が改正された。

³ 協働：それぞれが果たすべき責任と役割を明確にし、相互に補完・協力し合うこと。

第1 基本方針

分権型社会への転換が求められている今日、自己決定・自己責任・自己負担の原則に基づき、地域にあった公共サービスの提供など地方公共団体の果たすべき役割があらためて問われています。

また、NPO⁴活動等の活発化など公共的サービスの提供は、住民自らが担うという認識も広がりつつあり、これまで行政が提供してきた公共的サービスも、今後は地域においてコミュニティ⁵（自治会）、住民団体、NPO 法人、民間企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要があります。これらのさまざまな力を集結し、「新しい公共空間」⁶を形成するため、行政自らが担う役割を明確化・重点化していくことが求められています。

こうした状況の中で、新しい視点に立った行政改革に取り組んで行くことが必要です。

魚沼市行政改革大綱は、本市における行政改革の基本的な考え方と方向性を示すものです。魚沼市総合計画における行政運営のシステムの基本目標である「パートナーシップで創る参画と自立のまちづくり」を目指し、「市民と行政が協働する新たなシステムを構築し、市民起点による魅力あるまちづくりを進める」ことを基本方向とし、職員一人ひとりが目標を持ち、具体的な計画を立てて改革を実行していきます。

また、その進捗状況については、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）（以下「PDCA サイクル」という。）により管理するとともに「集中改革プラン」⁷を策定し、目標の数値化とその達成状況について公表し、市民と行政が協働して行政改革を推進します。

1 自立するコミュニティの構築

地域の個性を生かし活力に満ちた魅力ある地域づくりをめざして、「自らの地域は自ら創る」ことが求められています。このため、地域担当職員によるサービスの提供と地域計画づくりや自治活動の支援を行うとともに、今後とも地域社会の維持が可能なコミュニティの形成を図ります。

2 市民と行政の協力体制の確立

市民との対話を深め市民参加による行政運営システムを構築するため、まちづくり基本条例の制定やまちづくり委員会の設置、民間非営利組織

⁴ NPO：利潤の追求を目的とせず、社会に対しサービスを提供する組織。

⁵ コミュニティ：従来の地縁団体型の衰退が見られ、今後は住民団体等が担い手として期待される。

⁶ 新しい公共空間：公共分野への様々な主体の参画により多様なサービスを提供しようとする考え方。

⁷ 集中改革プラン：新行政改革指針により、具体的取り組みを示すために策定する計画。

(NPO 法人等) などの育成や支援に努め、市民と行政が協働するまちづくりを推進します。

3 情報公開の推進

市民への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上のため情報公開をさらに進め、情報の共有により市民に開かれた信頼される行政運営を推進します。

また、広報広聴活動の充実を図り市民ニーズの把握に努めます。

4 行財政運営の変革

市民に信頼される行財政運営システムを確立し、住民サービスの向上と効率的な行財政運営を推進するため、次の事項に取り組みます。

(1) 組織機構の見直し

① 組織機構の改革

合併後の分庁舎による行政サービスの効率化を図るため、「行政組織機構改革基本方針」を策定し、社会情勢や住民ニーズの変化に弾力的に対応します。

② 各庁舎の機能見直し

現行6庁舎の機能及び今後の利用の方向について検討します。

③ 新庁舎建設の検討

必要性、将来の財政事情、維持管理経費等後年度負担、既存庁舎の有効活用などについて市民に十分周知し、理解を得るとともに市民の声を反映しながら、早期に庁舎検討委員会を設置して検討します。

(2) 行政評価の導入

事務事業の実施に対し成果や費用対効果を重視した評価を推進し、計画の進行管理、事務・事業の改善や改革を積極的に行います。評価は、市民の意見や行政改革推進委員会の提言を反映しながら行い、あわせて第三者評価の導入を検討します。

(3) パブリックコメント⁸制度の導入

パブリックコメント制度を導入し、政策・計画立案の過程において市民

の意見を求め、市民の声を踏まえた施策決定を行います。

(4) 人材育成と職員の意識改革

効率的な行政運営を展開するために、職員の意識改革が求められており、事務・事業にかかる経営的感覚や変化の激しい社会情勢への適応力のある人材を育成していく必要があります。このため、職員一人ひとりの自己啓発と意識の高揚を図り、新しい時代に対応できる創造力豊かな職員の育成に努めます。

また、公正かつ客観的な人事評価制度の構築に取り組みます。

(5) 電子自治体の推進

行政サービスの向上と効率的な行政運営を行なうため、職員の能力開発を図るとともに、民間の専門的な知識や技術を活用しながら電子自治体の構築を推進します。また、各種情報の機密保護やシステムの保安対策に十分に留意しながら、先端情報技術を活用した業務の改革に取り組みます。

(6) 民間委託等の推進

公の施設について、その管理のあり方を検証し、積極的に指定管理者制度⁹への移行を図ります。また、事務・事業の見直しにおいて、住民サービスの向上、費用対効果等を検証し、可能なものから民間等への外部委託を進めるなど多面的に業務能率の向上を図ります。

(7) 事務・事業の見直し

① 事務・事業の見直し

歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るため、個々の事務事業毎に検証を行い、事務・事業の再編・整理、廃止・統合を推進します。

② 補助金・交付金の見直し

団体等に対する補助金・交付金については、行政が関わるべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、見直しを行います。

(8) 公共工事

公共工事については、地域の実情等を勘案しつつ、経費縮減に取り組み

⁸ パブリックコメント：政策立案の過程で素案を公表して意見を募り、政策をまとめていく制度。

⁹ 指定管理者制度：地方公共団体が指定する法人等に公の施設の管理運営を行わせる制度。

ます。また、入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、透明性、公平性の向上を図るとともに、情報の公開をはじめとする適正化を進めます。

(9) 定員管理・給与等の適正化

① 定員適正化計画の策定

合併に伴い一時的に増大した職員数について、「定員適正化計画」を策定し、定員管理を行います。

② 給与等の適正化

給与の適正化については、これまでの実施状況及び実施内容を国や他自治体と比較検証し、適正な支給及び運用を行います。

また、職員の福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう見直します。

(10) 第三セクター¹⁰の見直し

行政評価の視点を踏まえた点検評価を実施し、経営改革の支援に積極的に取り組み、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを進めるとともに、事業内容、経営状況、公的支援などについて議会への説明と住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開を行います。

(11) 地方公営企業¹¹の健全化

地方公営企業が供給しているサービスの必要性等について検討し、民間への事業譲渡や指定管理者、PFI¹²事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を検討します。

人件費、料金水準等の情報開示にあたっては、他団体や民間企業との比較など住民が理解や評価を行いやすいよう工夫をこらし、経営の健全化に積極的に取り組みます。

(12) 財政健全化

① 自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図ります。

② 「財政健全化計画」を策定し、財政の健全性確保に向けた取組みを積

¹⁰ 第三セクター：一般には、行政と民間企業が共同で出資等を行っている法人をいう。

¹¹ 地方公営企業：地方公共団体が社会公共の利益を目的として経営する企業。

¹² PFI：民間の資金・経営能力・技術力を活用して公共施設の建設、管理運営を行う手法。

極的に推進するとともに、市政の持続的発展を支える財政基盤の確立を図ります。

第2 改革の進め方

1 推進期間

この大綱に基づく行政改革の取り組み期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

2 推進体制

大綱の推進にあたっては、行政改革推進本部が中心となり、全庁的体制で取り組みます。また、その進行（進捗）状況を定期的に魚沼市行政改革推進委員会や議会に報告するとともに、市報、ホームページ等を通じて広く市民に公表し、意見の反映に努めます。

(1) 行政改革推進委員会

行政改革の進行状況等の報告を受け、調査審議し、大綱及び定員管理計画などの主要な計画の改定や新たな改革に向けての答申、提言を行います。

(2) 政策会議

行政改革推進委員会の答申により策定した行政改革大綱及び関係する主要な計画を審議し決定します。

(3) 行政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として毎年、行政改革大綱の進行状況を調査点検し、改革目標達成に向けて進行管理を行います。

3 行政改革の進行管理

本大綱及び集中改革プランにより定められた取り組み事項について、PDCA サイクルにより進行管理を行い計画的に実施します。

4 進行状況の公表

行政改革の進行状況については、市報、ホームページ等を通じて広く市民に公表します。

5 市民からの意見、提言

行政改革の状況の公表とあわせて市民からの意見や提言の把握に努めます。

6 大綱の改定

本大綱の推進期間内においても、社会経済環境の変化や改革項目の進行状況などを踏まえて必要に応じて随時改定を行うものとします。